

静岡県社会福祉審議会
民生委員審査専門分科会 関係例規

1	静岡県社会福祉審議会条例	1
2	静岡県社会福祉審議会運営要綱	3
3	社会福祉法（抄）	8
4	社会福祉法施行令（抄）	10
5	民生委員法（抄）	11
6	民生委員の定数を定める条例	13
7	民生委員の定数を定める規則	14
8	民生委員・児童委員の選任について（国通知）	16
9	民生委員・児童委員の選任について（国選任要領）	19
10	主任児童委員の選任について（国選任要領）	25
11	民生委員・児童委員候補者の選任基準等について（県通知）	28
12	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令」の施行について（国通知）	30
13	民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について（国通知）	33

静岡県社会福祉審議会条例 平成 12 年条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第 3 条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査審議事項等の特例)

第 5 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。
- 3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、同条に規定する事項を調査審議する。

(専門分科会)

第 6 条 審議会に、法第 11 条第 2 項に規定する専門分科会を置く。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和62年静岡県条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正前の社会福祉事業法第6条第2項に規定する静岡県社会福祉審議会(以下「旧審議会」という。)の委員又は臨時委員である者は、それぞれ第1条に規定する静岡県社会福祉審議会(以下「新審議会」という。)の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員として任命された日から起算する。

附 則(平成12年7月25日条例第54号)

(施行期日)

この条例は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第5条第3項の規定の例により調査審議することができる。

静岡県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に基づき設置された静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、静岡県社会福祉審議会条例（平成12年条例第10号）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(臨時委員の任期)

第2条の2 臨時委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第2条の3 審議会に委員長が指名する副委員長1人を置く。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	所 掌 事 項
障害者福祉専門分科会	心身障害（児）者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童及び母子家庭等の福祉に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 6 審議会は、児童福祉に関する事項のうち、里親及び保護受託者の登録の認定に関して意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とする。

(審査部会)

第4条 審議会は、次の各号について諮問を受け又は意見を求められたときは、審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたとき
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関し意見を求められたとき
- (3) 更生医療を担当する医療機関の指定又は取消に関し意見を求められたとき

2 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員の互選によって定める。部会長は会務を掌理する。

3 審査部会長に事故あるときは、審査部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(児童処遇特別部会、児童虐待検証部会及び子ども・子育て支援部会)

第5条 審議会の児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置に係る諮問に答えるとともに、同法第33条の15第2項に規定する報告に対する意見を述べるため、児童処遇特別部会（以下「特別部会」という。）を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大な虐待事例に関する検証を行うため、児童虐待検証部会（以下「検証部会」という。）を、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事務を処理するため、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見、並びに児童福祉法第35条第6項、第46条第4項（保育所に係るものに限る。）及び第59条第5項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるため、子ども・子育て支援部会（以下「支援部会」という。）を設けるものとする。

2 特別部会、検証部会及び支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、次のとおりとする。

(1) 委員 児童福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者、又は障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長の依頼に基づき委員長が指名する者

(2) 臨時委員 法律、医療等の専門家及び学識経験のある者のうちから知事が任命する者

3 審議会は、児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関して意見を求められたときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。

- 4 審議会は、児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項に規定する意見を述べるときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 5 審議会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理するときは、支援部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 6 審議会は、認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 7 審議会は、児童福祉法第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項（保育所に係るものに限る。）及び第 59 条第 5 項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 8 特別部会、検証部会及び支援部会に部会長を置き、各部会に属する委員の互選によって定める。部会長は会務を掌理する。
- 9 特別部会長、検証部会長及び支援部会長に事故あるときは、特別部会長、検証部会長及び支援部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第 6 条** 専門分科会、審査部会、特別部会、検証部会及び支援部会は、分科会長又は部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。
- 2 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、分科会長が専門分科会に諮って定める。
 - 3 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が審査部に諮って定める。
 - 4 特別部会、検証部会及び支援部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が特別部会、検証部会及び支援部に諮って定める。

（幹事及び書記）

- 第 7 条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、関係行政機関の職員のうちから委員長が任命する。
- 2 幹事は審議会の所掌事務について、委員長及び委員を補佐する。
 - 3 書記は委員長の指揮を受けて庶務に従事する。

（雑則）

- 第 8 条** この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 40 年 2 月 16 日から施行する。

- 2 令第1条の3第1項の規定にかかわらず、第1回の審議会の招集は、健康福祉部長が行う。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月17日から施行する。ただし、第2項に掲げる規定は、当該項に定める日から施行する。
- 2 この要綱の第5条第1項、第6項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。
- 3 この要綱による改正後の第5条第1項、第6項の施行の日前においても、この要綱による改正後の第5条第1項、第6項の規定の例により意見を述べることができる。
- 4 この要綱の施行の際に静岡県社会福祉審議会の臨時委員で任期の定めのない者の任期は、この要綱の施行の日から起算する。

附 則

- 1 この改正は、静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成26年静岡県条例第73号）の施行の日から施行する。
- 2 ただし、前項に規定する日前においても、改正後の第5条第1項及び第7項の規定の例により意見を述べることができる。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

社会福祉法（抄） 昭和 26 年法律第 45 号

（社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第 8 条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第 9 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長 1 人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第 1 項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄） 昭和 33 年政令第 185 号（H12 改正）

（民生委員専門審査分科会）

第 2 条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

民生委員法（抄） 昭和 23 年法律第 198 号

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。その場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第 6 条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第 7 条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から 20 日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第 11 条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第 12 条 前条第 2 項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から 2 週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

民生委員の定数を定める条例（静岡県条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

（民生委員の定数）

第2条 法第4条第1項の民生委員の定数は、第3条及び第4条に定める基準に従い、規則で定める。

（主任児童委員でない民生委員の定数の基準）

第3条 民生委員（主任児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第3項の主任児童委員をいう。以下同じ。）を除く。）の定数の基準は、次の各号に掲げる市町の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、特別の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

- (1) 人口（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第144条の人口をいう。以下同じ。）10万人以上の市 170世帯から360世帯までの間の適当な世帯数ごとに1人であること。
- (2) 人口10万人未満の市 120世帯から280世帯までの間の適当な世帯数ごとに1人であること。
- (3) 町 70世帯から200世帯までの間の適当な世帯数ごとに1人であること。

（主任児童委員である民生委員の定数の基準）

第4条 民生委員（主任児童委員に限る。）の定数の基準は、次の各号に掲げる民生委員協議会の規模の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。ただし、特別の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

- (1) 民生委員（主任児童委員を除く。以下同じ。）の定数39人以下 2人
- (2) 民生委員の定数40人以上 3人

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

民生委員の定数を定める規則（静岡県規則第 9 号）

民生委員の定数を定める条例（平成26年静岡県条例第16号）第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定数とする。

市 町	定 数
沼津市	373人
熱海市	130人
三島市	206人
富士宮市	254人
伊東市	160人
島田市	193人
富士市	439人
磐田市	327人
焼津市	244人
掛川市	194人
藤枝市	244人
御殿場市	155人
袋井市	153人
下田市	56人
裾野市	98人
湖西市	107人
伊豆市	110人
御前崎市	63人
菊川市	83人
伊豆の国市	128人
牧之原市	99人
東伊豆町	40人
河津町	28人
南伊豆町	29人
松崎町	31人
西伊豆町	39人
函南町	75人
清水町	66人
長泉町	95人
小山町	44人
吉田町	55人
川根本町	38人
森町	46人

（一部改正〔平成28年規則14号〕・31年12号・令和4年17号）

注 令和7年3月31日規則第17号により、令和7年12月1日から施行							
改正前				改正後			
民生委員の定数を定める条例(平成26年静岡県条例第16号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定数とする。				民生委員の定数を定める条例(平成26年静岡県条例第16号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定数とする。			
	市町	定数			市町	定数	
	沼津市	373人			沼津市	372人	
	(略)				(略)		
	富士市	439人			富士市	443人	
	(略)				(略)		
	焼津市	251人			焼津市	249人	
	掛川市	194人			掛川市	199人	
	藤枝市	244人			藤枝市	247人	
	御殿場市	155人			御殿場市	156人	
	(略)				(略)		
	裾野市	98人			裾野市	99人	
	湖西市	107人			湖西市	108人	
	(略)				(略)		
	西伊豆町	39人			西伊豆町	38人	
	(略)				(略)		
	吉田町	55人			吉田町	56人	
	(略)				(略)		
	森町	46人			森町	44人	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。							

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第14号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第12号)

この規則は、平成31年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第17号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第34号)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(改正後全文)

発 社 第 285 号
昭和37年8月23日

第1次改正 昭和55年8月6日

第2次改正 昭和61年9月5日

第3次改正 平成元年9月2日

第4次改正 平成7年4月1日

厚生労働省発雇児0708第10号

厚生労働省発社援0708第4号

第5次改正 平成25年7月8日

都道府県知事 殿
各 指定都市市長

厚生事務次官

民生委員・児童委員の選任について

民生委員・児童委員は民間篤志家として、また社会福祉行政に対する協力機関として、社会福祉増進のために顕著な成果を挙げつつあるが、近時社会福祉関係諸施策の進展に伴って、民生委員・児童委員の果すべき役割はますます重要度を加えている。従って、民生委員・児童委員の選任に当たって真の適任者を得ることは、この制度にとつて最も緊要であると考えられるので、次の事項に留意のうえ適格者の選出に努められたく通知する。

第一 推薦に関する事項

1 民生委員・児童委員の資格要件

- (1) 民生委員の資格要件については、民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)第6条に規定しているが、民生委員の本分(法第1条)、努力目標(法第2条)、職務内容(法第14条)、職務遂行上の心構え(法第15条)及び職務上の地位の政治的目的への利用禁止(法第16条)に関する諸規定の趣旨も十分考慮のうえ、適格者の推薦に努めること。

- (2) 民生委員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条第1項の規定により、児童委員に充てられることになっているので、児童委員としても適当な者を推薦するよう特に考慮すること。

2 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会の構成及び運営のいかんによるものであるから、民生委員推薦会委員の委嘱及び民生委員推薦会の運営については特に慎重を期すること。

3 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会(以下「審査専門分科会」という。)は、民生委員・児童委員の選任を慎重に行うために設けられた機関であって、民生委員・児童委員の推薦に関して都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)の求めに応じて意見具申を行い、又は民生委員・児童委員の解嘱の具申に関して都道府県知事等に同意を与える等、極めて重要な任務を有するものであるから、単に形式的審査機関にとどまることのないよう留意すること。

第二 委嘱に関する事項

1 推薦手続

民生委員推薦会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、当該市町村長(特別区の区長を含む。)を経由すること。

2 審査手続

審査専門分科会は、都道府県知事等の求めに応じ、民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について慎重に審査を行い、審査が終了した分から逐次その適否について都道府県知事等に意見を述べること。

3 委嘱方法

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員に推薦すべき者を決定したときは、速やかに厚生労働大臣に推薦すること。
- (2) 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱せられ、様式第1号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。また、都道府県知事等は、民生委員・児童委員の担当区域を定め、様式第2号による辞令を交付すること。

4 再推薦手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員推薦会が推薦した者の中に民生委員・児童委員として適当でないと認められる者があるときはもとより、被推薦者よりなお適当な者があると認められる場合においても、再推薦を命ずることができること。
- (2) 再推薦を命じても、適当でないと認める者を推薦してきた場合には反覆して再推薦を命ずることができること。

第三 解嘱に関する事項

- 1 法第11条及び第12条の規定は、任期中、本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願い出があつた場合には、都道府県知事等は、この規定にかかわらず解嘱の具申をすることができること。

2 解嘱手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を解嘱すべきであると決定したときは、速やかに厚生労働大臣に具申すること。
- (2) 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行なわれ、様式第3号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。

第四 その他

昭和31年8月6日厚生省発社第145号厚生事務次官通知「民生委員の選任について」は、廃止すること。ただし、昭和37年12月1日前行われる民生委員・児童委員の委嘱又は民生委員・児童委員の解嘱の辞令については、なお従前の例によること。

様式第1号略

様式第1号略

様式第1号略

(改正後全文)

雇児発0223第1号
社援発0223第2号
平成22年2月23日

雇児発1007第2号
社援発1007第7号
第1次改正 平成22年10月7日
雇児発0708第12号
社援発0708第5号
第2次改正 平成25年7月8日
こ成環第49号
社援発0219第4号
第3次改正 令和7年2月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

民生委員・児童委員の選任について

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成22年2月23日をもって廃止する。

〔別 紙〕

民生委員・児童委員選任要領

第１ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第２ 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和２３年法律第１９８号。以下「法」という。）第６条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第１条、第２条、第１４条、第１５条及び第１６条の趣旨のほか、次の１から５までに掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りが無いよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう７５歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので、本要件のみをもって一律に判断することなく、推薦を受ける者の意向や、次の１から５までに掲げる要件の具備状況などを踏まえ、総合的に判断するよう留意すること。

また、現任の者を推薦する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- １ 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- ２ その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談できる者
- ３ 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- ４ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、民生委員・児童委員として職務上知り得た個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- ５ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第３ 選任に関する留意事項

- １ 地区住民に加えて、次の（１）から（４）までに掲げる地域で活動する団体等（以下、

「関係団体等」という。）に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。

- （１） 自治会等の住民自治組織

- (2) 社会福祉協議会
 - (3) 社会福祉に関する事業や活動を行う法人、ボランティア団体
 - (4) 保健・医療・福祉及び教育に関する事業者団体、職能団体等
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、関係団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、多様な人材の確保に努めること。
- なお、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となるので留意すること

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続に当たっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）の果たす役割が重要であるため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条のほか、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条のほか、それぞれ次の事項も参考として、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに推薦会委員を委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、選任基準等、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員・児童委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料や意見に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分

留意すること。

- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、推薦基準を満たさない者や、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であるなど、地域の事情により推薦会で候補者の適否を十分に判断することが困難な場合は、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の事前審査を行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置することが望ましい。

この場合、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対して推薦会に準じた知識を習得するための機会の提供を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続については法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の適否に関する意見を聴取するよう努めることとしている地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条のほか、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会の委員（都道府県等の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事等が任命）のうちから委員長が指名することとされているが、審査専門分科会委員の構成については、専門的な知見等が反映されることにより公正中立な審査が確保できるよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、可能な限り事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 一斉改選に伴う推薦に当たっては、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいこと。
- 2 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・

児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。

- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 5 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。

また、「居所の変更」とは、現に、民生委員・児童委員として活動している市町村（以下、「転出前市町村」という。）から別の市町村に転出し、転出前市町村の議会の議員の選挙権を喪失した場合をいい、事実上職務を行うことができないため原則、解嘱事由となる。

ただし、この場合であっても、転出前市町村の推薦会が、転出前市町村に居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努め、その上でなお当該市町村の居住者からの選出が困難な場合であって、当該市町村又は推薦会が、転出する民生委員が活動している地域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、次のアからウまでに掲げる要件をすべて満たし、職務を継続できると認める場合は、この限りではないこと。

その際、地域住民、他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないよう、エ及びオについて留意すること。

ア 転出後も近隣地域に居住していること。

イ 本人に民生委員・児童委員として活動を継続する意向があること。

ウ 担当区域における活動に支障が生じないこと。

エ 担当民生委員・児童委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

オ 市町村は、一定期間経過後に、転出した民生委員・児童委員が、引き続き、転出前市町村の担当区域において行う民生委員・児童委員の活動について必要に応じて検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討すること。

なお、アの「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員・児童委員として活動する担当区域が属する市町村に隣接する市町村（隣接市町村が隣接都道府県に属する場合を含む。）とするが、地理的に隣接しているか否かをもって一律に判断することなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員・児童委員の職務を支障なく行えるかどうかの観点も踏まえ総合的に判断すること。

さらに、これらは、転出後も民生委員・児童委員としての活動を例外的に認める際の要件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、例えば、次の力からシまでのような、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うよう努めること。

＜広く各分野から委嘱された多様な委員構成の例＞

- カ 市町村の議会の議員
- キ 民生委員
- ク 社会福祉事業の実施に関係のある者
- ケ 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- コ 教育に関係のある者
- サ 関係行政機関の職員
- シ 学識経験のある者など

- (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
- (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱できる場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、法第11条第2項の規定により、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）（様式第2号）を地方厚生（支）局長に提出すること。

(改正後全文)

雇児発第762号
社援発第2115号
平成13年11月30日

第1次改正

雇児発第0706006号
社援発第0706012号
平成16年7月6日
雇児発第0810007号
社援発第0810004号

第2次改正

平成19年8月10日
雇児発0223第3号
社援発0223第6号

第3次改正

平成22年2月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

主任児童委員の選任について

本日付けで公布された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」については、平成13年12月1日付けで児童委員に関する規定が施行されるところである。

今般、上記法律において、主任児童委員が法定化されたことを受け、本日厚生労働省発雇児第414号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、主任児童委員の選任に係る取扱について、別添「主任児童委員選任要領」を定め、平成13年12月1日から適用することとしたので、留意の上適任者の選出に努められるよう特段の御配慮をお願いしたい。

本通知の施行に伴い、「主任児童委員の設置について」（平成5年3月31日雇児第283号厚生省児童家庭局長、社会・援護局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)

主任児童委員選任要領

1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

(3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるの で留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや

必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

（2）指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

（3）その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号を地方厚生（支）局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

各市町長（政令市を除く） 様

静岡県健康福祉部長

民生委員・児童委員候補者の選任基準等について（通知）

このことについて、高齢化が進展する中、民生委員・児童委員の充足率が低下している現状を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、この取扱いを定めることは、民生委員・児童委員選任要領（国選任要領）第3の2によるものであり、市町推薦会において選任に係る要領や申し合わせ等により候補者の適格要件等に制限を設ける場合、これを妨げるものではないことを申し添えます。

各市町においては、適任者の確保に向けより一層御尽力いただきますようお願いいたします。

また、これに伴い「民生委員・児童委員候補者の推薦について（平成26年5月28日付け福地第259号・こ家第122号健康福祉部長通知）」は、廃止します。

記

1 選任基準の取扱い

（1）年齢

区分	内容
地区担当委員	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦すること。 なお、新任の場合、75歳未満の者を推薦することが望ましい。
主任児童委員	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦すること。 なお、新任の場合、55歳未満の者を推薦することが望ましい。

（2）年齢以外の適格要件

年齢以外の委員としての適格性については、国の選任要領を準用する。

区分	通知名
地区担当委員	民生委員・児童委員選任要領 （平成22年2月23日付け雇児発0223第1号、社援発0223第2号）
主任児童委員	主任児童委員選任要領 （平成22年2月23日付け雇児発0223第3号、社援発0223第6号）

2 推薦様式の改廃

(1) 様式別改廃状況

様式	名称	改廃等の有無
様式1	民生委員・児童委員候補者の推薦について	無
様式2	民生委員推薦会委員調書	無
様式3	民生委員・児童委員候補者一覧表	無
様式4	民生委員・児童委員候補者個人別調書	改正有
様式4 別紙1	年齢超過理由説明書	廃止
様式4 別紙2	会社員等理由書	廃止

(2) 別紙理由書「様式4 別紙」の廃止に伴う対応

区分	廃止に伴う対応	
	個人別調書記載者	市町推薦会
健康状態	年齢に関わらず、健康状態に問題あれば「特記事項」に記載すること。	「推薦会が推薦する理由」欄に次の事項を考慮した上で推薦に至った理由を記載すること。 ・委員として継続して活動可能か ・本人の意思及び健康状態
会社員等雇用されている者を推薦する場合	適否条件に「家庭・職場等の協力と時間的余裕」の記載欄を設ける。	「推薦会が推薦する理由」欄に次の事項を考慮した上で推薦に至った理由を記載すること。 ・民生委員・児童委員活動に支障がないか

3 推薦手続き

年齢要件に関する静岡県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問事項を次のとおり変更する。

委嘱時期	改正前	改正後
一斉改選時	選任基準に満たない者を審査	変更なし
随時	選任基準に満たない者を随時（毎月）書面審査	社会福祉審議会開催時（年1回）に報告

4 適用時期

上記の取扱いは、既に所管する県健康福祉センターへ推薦調書を提出している場合を除き、令和6年9月1日以降の推薦から適用する。

担 当 福祉長寿局地域福祉課地域福祉班

電話番号 054-221-3525

担 当 こども未来局こども家庭課こども家庭班

電話番号 054-221-2307

雇児 0614 第 1 号
社援 0614 第 1 号
平成 25 年 6 月 14 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」及び「地域の自主性及び自立性を高
めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令」の施行について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整
備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号。以下「整備法」という。）及び「地
域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關
する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令」（平成 25 年政令
第 183 号。以下「整備政令」という。）が平成 25 年 6 月 14 日に公布されたと
ころである（官報掲載の該当部分は別紙）。

これに伴い、雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局が所管する法律及び政令が
改正され、公布日に施行（一部は平成 26 年 4 月 1 日に施行）されることとなっ
ている。これらの改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、その
事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律関係

1 改正の趣旨

整備法は、義務付け・枠付けの更なる見直しについて（平成 23 年 11 月

２９日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、整備法により改正された法律のうち、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管のものは以下のとおりであること。

- ・児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）
- ・民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）
- ・社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）

２ 児童福祉法の一部改正（整備法第２０条関係）

児童福祉審議会の委員の定数に関する規定を削除すること。

３ 民生委員法の一部改正（整備法第２２条関係）

（一） 民生委員の定数

イ 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市（特別区を含む。）町村の区域ごとに、都道府県の条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、イの区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴くものとする。

（二） 都道府県知事が厚生労働大臣に対して民生委員の推薦を行う際に必要とされている地方社会福祉審議会への事前の意見聴取について努力義務化すること。

（三） 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数に関する規定を削除すること。

４ 社会福祉法の一部改正（整備法第２７条関係）

地方社会福祉審議会の委員の定数に関する規定を削除すること。

５ 施行日

整備法の公布の日（平成２５年６月１４日）から施行する。ただし、民生委員法の規定（同法第４条の改正規定に限る）は、平成２６年４月１日から施行するものとする。

第２ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令関係

１ 民生委員法施行令の一部改正（整備政令第１条関係）

民生委員推薦会に置かれる幹事及び書記の定数に係る規定を削除すること。

２ 社会福祉法施行令の一部改正（整備政令第２条関係）

民生委員審査専門分科会の委員の定数及び議員の上限数に係る規定を削除すること。

3 施行日

公布の日（平成 25 年 6 月 14 日）から施行すること。

雇児育発0717第1号
社援地発0717第1号
平成25年7月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）担当課長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長



厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について

日頃より民生委員・児童委員制度の円滑な実施及び地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。以下「整備法」という。）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令」（平成25年政令第183号。以下「整備法施行令」という。）が公布され、民生委員法及び民生委員法施行令等が改正、施行（一部は平成26年4月1日施行）されたところです。

これに伴い、既に関係通知が発出されてますが、さらに、円滑な事務の執行に資するため、下記のとおり改正の趣旨や留意点などについてまとめましたので、通知します。

なお、社会情勢の変化により、地域においては多様な生活課題が顕在化しており、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員への期待とその役割がますます大きくなっています。本年12月に予定されている一斉改選においては、適任者が必要人数確保できますよう特段のご配慮をお願いいたしますとともに、併せて改選後の研修の実施など民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進にご配慮をお願いいたします。

記

1. 民生委員法及び民生委員法施行令等の改正内容

別添のとおり「新旧対照表」を作成しましたので参照願います。

2. 関係通知（通知名のみ）

- ① 「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令」の施行について」（平成25年6月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ② 「「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について」（平成25年7月8日事務次官通知）
- ③ 「「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について」（平成25年7月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ④ 「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成25年7月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）

3. 改正の趣旨

整備法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限を市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずるために制定されたものです。

整備法による民生委員法改正や社会福祉法改正についても、地域の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿うようにするとともに、事務の簡素化を図る観点から行われたものです。

4. 民生委員法等の改正に伴う留意点

（1）民生委員の定数関係（民生委員法第4条関係）

民生委員・児童委員の定数については、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）の条例により定めることとし、厚生労働大臣の定める基準は「参酌すべき基準」となりました。

したがって、従来の「従うべき基準」として通知されていた「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）は廃止し、新たに「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成25年7月8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を参酌すべき基準として通知し、今後はこの

基準を参酌して各都道府県等が、条例により民生委員・児童委員の定数を定めることとなります。参酌すべき基準の内容（配置基準表）は、従前と同様です。

なお、主任児童委員の定数は、従来から「技術的助言」として示している基準であり、民生委員法第4条の改正による影響はありません。そのため、条例制定は義務化されませんが、従来と同じく地方自治法第14条第1項に基づき主任児童委員の定数に関する条例を制定することは、もとより都道府県等の裁量に委ねられているところです。

また、民生委員法第4条の改正規定は、今回の一斉改選に影響を与えないよう、施行期日が平成26年4月1日（整備法附則第1条）とされ、この施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正後の第4条第1項に規定する都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例によることとされています（整備法附則第4条（民生委員法の一部改正に伴う経過措置））のでご留意願います。

（2）地方社会福祉審議会への意見聴取関係（民生委員法第5条第2項関係）

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が厚生労働大臣に対して民生委員の推薦を行う際に必要とされている地方社会福祉審議会への意見聴取については、欠員補充対応の迅速化・効率化など、民生委員の委嘱手続きを簡略化する観点から、義務の緩和（努力義務化）を図るものです。

地方社会福祉審議会については、社会福祉法第11条第1項により、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するために民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）を置くこととされており、この地方社会福祉審議会（審査専門分科会）と民生委員との関係については、都道府県知事等が民生委員の推薦を行う場合（民生委員法第5条第2項）、民生委員の再推薦を命ずる場合（同第7条第1項、第2項）、及び、民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する場合（同第11条第2項、第12条）について規定が置かれています。

今回の改正は民生委員法第5条第2項の意見聴取について努力義務化されるものですので、特に厳格な審査が求められる再推薦を命ずる場合や解嘱を具申する場合については、従来どおり地方社会福祉審議会の審議を経た上で行うことが必要であることに留意する必要があります。

なお、一斉改選に伴う推薦に当たっては、全ての地域において改選が行われ、新たに推薦される者も多いことから、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいと思料されます（「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知。以下「選任通知」という。）第6の1参照）の

で、この点にもご配慮をお願いいたします。

(3) 地方社会福祉審議会の委員関係（社会福祉法第8条等関係）

整備法及び整備法施行令により、地方社会福祉審議会の委員の定数に関する規定（社会福祉法第8条第1項（35人以内））が削除されるとともに、審査専門分科会の委員定数（社会福祉法施行令第2条第1項（10人以内））が削除されました。また、これに伴い、審査専門分科会委員の議員の上限数に関する規定（社会福祉法施行令第2条第1項ただし書き（3人以下））が削除されました。

これにより、審査専門分科会の委員の人数は都道府県知事等の裁量に委ねられることとなりました。しかし、当該分科会の委員の指名については、引き続き、地方社会福祉審議会の委員（議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命）のうちから委員長が指名することとされています（社会福祉法施行令第2条）。

したがって、審査専門分科会の委員の構成については、引き続き、議会の議員に偏ること等のないようご留意をお願いいたします（「選任通知」の第5の1参照）。

(4) 民生委員推薦会の委員関係（民生委員法第8条第2項等関係）

整備法及び整備法施行令により、市町村長が委嘱する民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数に関する規定（民生委員法第8条第2項）が削除されるとともに、民生委員推薦会に置かれる幹事及び書記の定数に関する規定（民生委員法施行令第6条第1項（各々3人以内））が削除されました。

これにより、民生委員推薦会の委員の人数や構成については、市町村長の裁量に委ねられることとなり、地域の実情に応じた対応が可能となりました。しかし、民生委員・児童委員の適任者を得るためには、推薦の第一段階である民生委員推薦会によるところが大きいと、推薦会の委員については改正前の民生委員法第8条第2項各号に記載されている内容などを参考として、現役の民生委員などを含め各分野から幅広く、かつ、特定の分野に偏ることなく構成されるよう特段のご配慮をお願いいたします（「選任通知」の第4の1参照）。

（参考）改正前の民生委員法第8条第2項

委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者

- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者